

仕様書

スキー競技特定競技用具一式

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会

スキー競技会青森県実行委員会

1 調達目的

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スキー競技会青森県実行委員会では、国スポ冬季大会スキー競技会を円滑に運営するために、競技設備や競技用具を整備することとしている。

本調達ではジャイアントスラローム旗門設置に要する専用ドリル、旗門固定用粒剤散布機、競技会場の安全確保のための耐水セーフティマットを購入するものである。

2 調達物品及び構成内訳

スキー競技特定競技用具一式。その構成は、次のとおり。

- (1) ジャイアントスラローム旗門設置専用ドリル
- (2) ジャイアントスラローム旗門固定用粒剤散布機
- (3) 耐水セーフティマットボックスタイプ
- (4) 耐水セーフティマットシールドタイプ

なお、本調達には、搬入・調整・動作確認・保守が含まれる。

3 調達物品の仕様及び数量

スキー競技特定競技用具一式は以下の仕様を満たすこと。

- (1) ジャイアントスラローム旗門設置専用ドリル7個（黒色）
 - ①国内メーカー商品であり、国際規格（IEC60529適用）「IP56」試験に合格した防塵・耐水設計のものであること。
 - ②本体は全長189mm、全高254mm、幅68mm、質量2.0kgであること。
 - ③電池パック（18V5.0Ah）3個、リチウムイオン専用急速充電器1個、収納用プラスチックケースが付属されていること。
 - ④キイレスチャック（φ1.5～13mm）であること。
 - ⑤最大締付トルクは、高速12N・m、低速32N・mであり、剛性体締付トルクの場合は低速50N・mであること。
 - ⑥回転数は、高速70～1,800回転/分、低速30～530回転/分であること。
 - ⑦クラッチ作動トルクは、18段切替（約0.5～4.4N・mまで約0.23N・mきざみ）とする。
 - ⑧正転から逆転への切替のためのスイッチ操作を自動でおこなえる「タップ」モードを搭載していること。

(2) ジャイアントスラローム旗門固定用粒剤散布機 3 台

- ①国内メーカー商品であること。
- ②エンジン（排気量 58.2 cm^3 ）を搭載し、エンジン始動方式は i スタート方式を採用しており、燃料タンク容量は 2.0 L であること。
- ③本体は長さ 460 mm 、幅 530 mm 、高さ 740 mm 、質量 12.3 kg であること。
- ④薬液タンク容量は 26.0 L であり、工具レスで取り付けや取り外しができるものであること。透過性のあるスケルトンタンクで粒剤の残量が容易に確認できるものであること。
- ⑤ハーネスシステムを使用した背負い式で作業することができ、左右のバンドずれを防止するストラップ付きのものであること。

(3) 耐水セーフティマットボックスタイプ 8 枚（オレンジ色）

- ①本体は厚さ 20 cm 、縦 100 cm 、横 200 cm であること。
- ②耐水性があり、水を含みにくい素材であること。
- ③本体を連結して使用できる加工（マジックテープやベルト等を使用）が施されているものであること。

(4) 耐水セーフティマットシールドタイプ 6 枚（オレンジ色）

- ①本体は厚さ 10 cm 、縦 100 cm 、横 200 cm であること。
- ②耐水性があり、水を含みにくい素材であること。
- ③本体を障害物に固定して使用するためのベルトが付属されていること。（マット 1 枚あたり幅 5.0 cm 長さ 4.0 m のベルトを 3 本使用）

4 納入用具、搬入、補償

(1) 納入用具

納入用具のメーカーは、日本国内に保守・メンテナンスのための要員を配置している拠点を有し、また、不具合発生時には、連絡から早期に納入用具の点検ができること。

(2) 搬入

- ①搬入等の際には、受注者が立ち会うものとし、納入場所の施設に損傷を与えないよう搬入経路等に養生等を施すこと。なお、施設に損傷を与えた場合は、速やかに発注者に連絡し、協議の上、改修や修繕を行うこと。この場合の改修費用等は、受注者の負担とする。
- ②搬入のスケジュールを発注者と事前に打ち合わせをし、そのスケジュールに従

い完了すること。

(3) 補償

- ①納入後1年間は、隠れた瑕疵が認められた時には、無償でこれを補修又は取り替えること。
- ②納入後1年間は、発注者の要望に応じて納入用具の保守・メンテナンスを1回以上実施すること。なお、保守・メンテナンスに係る費用は受注者の負担とする。

5 納入場所

大鰐町教育委員会全国スキー大会準備室（旧大鰐町立大鰐第二小学校内）

所在地：青森県南津軽郡大鰐町大字三ツ目内字大堰口3-2

6 納入期限

令和7年1月31日（金）

7 その他

- (1) 調達物品は、入札時点で製品化されていること。
- (2) 全ての納入用具に日本語のマニュアルを3部付けること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項であっても、運用上、機能上及び構造上具備しなければならない事項並びに社会通念上必要とされる事項については、受注者の責任において充足すること。
- (4) 本仕様書に明示されていない事項又は内容に疑義が生じた事項については、受注者はその都度発注者と協議することとし、受注者の独断により決定しないものとする。発注者に協議せず受注者が一方的に決定した場合に生じた不具合については、発注者の指示により受注者の責任においてこれを改修するものとする。
- (5) 前項に定める協議を行ったときは、受注者は7日以内に打合せ議事録を作成し、発注者に提出してその承認を受けるものとする。